|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | コンビ則条項 | 対　応　事　項 | 確認印 |
|  | 第5条第1項第1号【境界線】【警戒標】 | １ 事業所の境界線は（ ）により明示した。２ 警戒標は，外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げた。　　　　　　　箇所３ 製造施設の周囲に警戒標を掲げた。 | □ |
| 燃 | 第5条第1項第2号【可燃性ガス製造施設の保安距離】※緊急遮断装置でブロックされている場合はその区分ごと | 　 可燃性ガスの製造施設は，その処理設備，貯蔵設備（処理能力52,500 Nm３/日以下のポンプ，圧縮機，凝縮器，気化器及び専ら受け入れ，送り出しの設備を除く。）の外面から，最短距離にある保安物件（　　　　　）に対し規定以上の距離を確保した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設備区分 | 法定（下記の内最大距離） | 実　際 |
|  | 製造施設 | 50ｍ0.480(KW)1/3＝ 　 　 　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　ｍ |
|  | 可燃性ガス低温貯槽 | 50ｍ0.480(KW)1/3＝　　 　　 m第１種設備距離＝　　 　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　ｍ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ブロック名 | ガス名 | 停滞量 | ＫＷ値 | 法定距離 | 実際 |
|  |  | ｔ |  | ｍ | ｍ |
|  |  | ｔ |  | ｍ | ｍ |

　 | □ |
| 燃 | 第5条第1項 第3号【可燃性ガス製造施設の保安距離の読み替え】※緊急遮断装置でブロックされている場合はその区分ごと | 　 次の可燃性ガスの製造施設は，その処理設備，貯蔵設備の外面から，保安物件等に対し，規定以上の距離を確保した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設　備　区　分 | 法定距離 | 実　際 |
|  | 既設製造施設（防護壁有） | 50ｍ 0.290(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　 m |
|  | 新設製造施設 | 50ｍ0,576(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　 m |
|  | 新設貯槽（防護壁有） | 50ｍ0.348(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　 m |
|  | 埋設可燃性液化ガス貯槽 | LNG | 50ｍ0.177(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　 m |
| LPG | 50ｍ0.240(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　 m |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ブロック名 | ガス名 | 停滞量 | ＫＷ値 | 法定距離 | 実際 |
|  |  | ｔ |  | ｍ | ｍ |
|  |  | ｔ |  | ｍ | ｍ |

 | □ |
| 毒 | 第5条第1項 第4号【毒性ガスの製造施設の保安距離】 | １ 製造施設（２のガス設備，容器置場及び大臣規定施設を除く。）の外面から事業所の境界まで，20ｍ以上の距離を確保した。実際 ： 　 ｍ２ ガス設備の外面（配管を除く。）から保安物件（　　　　　）まで，規定以上の距離を確保した。ガ ス 名：（　　　　　　　）設備名：（　　　　　　　　） 法定距離： Ｌ＝ ｍ　　実際　:　 　 ｍ | □ |
|  | 第5条第1項 第5号【その他のガスの製造施設の保安距離】 | 　 貯槽設備，処理設備（周期律表零族の不活性ガス，その他の不活性ガス及び空気で貯蔵能力52,500kg未満，処理能力52,500ｍ3未満の設備，保安用不活性ガスで貯蔵能力210,000kg，処理能力210,000ｍ3未満の施設，専ら受け入れ・送り出しのための設備を除く。）の外面から保安物件（　　　　　）まで50ｍ以上の距離を確保した。　　設備名（　　　　　　）　　　　　実際　：　 ｍ | □ |
|  | 第5条第1項 第6号【その他の設備からの保安距離】 | 下記の設備の外面から第一種保安物件（　　　　），第二種保安物件（　　　　　）まで，規定以上の距離を確保した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設備の区分 | 法定距離 | 実　際 |
|  | ２号で除外された可燃性ガスの処理設備 | Ｌ(　)= 　 　mＬ(　)= 　 　m |  　　　　m　　　　 m |
|  | ４号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵，処理設備 | Ｌ(　)= 　 　mＬ(　)= 　 　m |  　　　　m　　　　 m |
|  | ５号で除外されたＨｅ,Ｎｅ,Ａｒ,Ｋｒ,Ｘｅ,Ｒｎの貯蔵，処理設備 | Ｌ(　)= 　 　mＬ(　)= 　 　m |  　　　　m　　　　 m |
|  | Ｎ２，ＣＯ２，ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝの貯蔵，処理設備で能力が規定未満のもの | Ｌ(　)= 　 　mＬ(　)= 　 　m |  　　　　m　　　　 m |
|  | 保安用不活性ガスの貯蔵，処理設備で能力が規定未満のもの | Ｌ(　)= 　 　mＬ(　)= 　 　m |  　　　　m　　　　 m |
|  | 空気の貯蔵，処理設備で能力が規定未満のもの | Ｌ(　)= 　 　mＬ(　)= 　 　m |  　　　　m　　　　 m |
|  | 可燃性・毒性以外のガスを送り出し，受け入れるための処理設備 | Ｌ(　)= 　 　mＬ(　)= 　 　m |  　　　　m　　　　 m |

 | □ |
|  | 第5条第1項 第7号【保安のための　宿直施設までの　 保安距離】 | 　 製造施設は，その貯蔵設備，処理設備から保安のための宿直施設（当該事業所内のものを除く。）に対し，規定以上の距離を確保した。　　対象事業所：（　　　　　　） 法定距離 ： Ｌ（　 ）＝　 ｍ　　実際　：　 ｍ | □ |
| 燃毒 | 第5条第1項 第8号【事業所境界線　までの距離】 | １ 製造設備（可燃性ガス，毒性ガス以外の製造設備を除く。）の外面から隣接事業所（　　　　　　　）に係る当該製造事業所境界線に対し，20ｍ以上の距離を確保した。実際　：　 ｍ２ 20ｍに満たない場合,次のいずれかの条件を満足している。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 除 外 さ れ る 条 件 |
|  | 燃焼熱量が14.2 ＧＪ以上の貯蔵設備，処理設備以外の可燃性ガスの製造設備 |
|  | 専ら受け入れ，送り出しのための設備で，保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの |
|  | 隣接事業所との保安管理が一体的に行われ，その高圧ガス設備に対し，30ｍ以上の距離を有する設備 |

 | □ |
|  | 第5条第1項 第9号【保安区画】 | １ 通路，空地等により区画されている区域であって高圧ガス設備が設置されているものは，保安区画に区分した。保安区画数： 区画２ 保安区画の面積は20,000ｍ2以下とした。 | □ |
| 燃 | 第5条第1項 第10号【保安区画内の 高圧ガス設備】 | 　 保安区画内の高圧ガス設備（配管を除き，当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。）は，次のとおり，基準に適合するものとした。(1)保安区画の外面から，隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対し，30ｍ以上の距離　　　　　　　　　 　　　　 実際： 　 ｍ(2)燃焼熱量の数値は，2.5 ＴＪ以下 　　 実際： 　 ＴＪ | □ |
| 燃 | 第5条第1項 第11号【設備間距離】 | 　 特定液化石油ガスを除く可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（他の高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。）は，当該製造設備以外の次の設備（導配管を除く。）に対し，規定以上の距離を確保した。(1)可燃性ガスの高圧ガス設備に対し５ｍ以上　 実際： 　 ｍ(2)酸素の高圧ガス設備に対し10ｍ以上　　　　実際： 　 ｍ | □ |
| 燃 | 第5条第1項 第12号【可燃性ガス貯槽の高圧ガス設備に対する距離】 | 　 可燃性ガスの貯槽（燃焼熱量が50.2 ＧＪ以上となる貯蔵能力を有するもの）は，次の設備に対し，30ｍ以上の距離を確保した。(1)燃焼熱量が50.2 ＧＪ以上となる高圧ガス設備 実際：　 　 ｍ(2)処理能力が200,000 ｍ3以上の圧縮機（当該貯槽の冷却のために用いるものを除く。）　　　　　　　　　　　　　　実際： 　 ｍ | □ |
| 燃 | 第5条第1項 第13号【設備間距離】 | １ 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が300m３又は３ｔ以上のものに限る。）は，その外面から他の可燃性ガス，酸素の貯槽に対し，１ｍ又は最大直径の和の１/４のいずれか大なる距離を確保した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貯　槽　名 | 法定距離 | 実　際 |
| （　　　　　　）と（　　　　　　） | 　　　ｍ | 　　　ｍ |
| （　　　　　　）と（　　　　　　） | 　　　ｍ | 　　　ｍ |

２ 規定距離を満足しない既存製造設備に係る貯槽については，一般則又は液石則に定められる水噴霧装置等を設置し，規定の放射水量等を確保した。 貯槽の最大直径の和の１/４に満たない場合にあっては，規定の数量以上の能力を確保した。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 貯 槽 名 | 断熱構造区分 | 水噴霧装置等 | 法定水量等 | 実　際 |
|  |  | ［水噴霧･散水］ | 　 　Ｌ/(min･m2) | 　　　Ｌ/(min･m2) |
|  |  | ［水噴霧･散水］ | 　 　Ｌ/(min･m2) | 　　　Ｌ/(min･m2) |
|  |  |  消火栓 | 1個/ ｍ２ | 1個/ 　 ｍ２ |
|  |  |  消火栓 | 1個/ ｍ２ | 1個/ 　 ｍ２ |

３ 水噴霧装置等の操作位置は，当該貯槽の外面から15ｍ以上離れた安全な位置とした。　　　　　　　　　　　　　 実際： 　 ｍ | □ |
| 燃特不 | 第5条第1項 第14号【火気取扱施設　までの距離】 | １ 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備は，その外面から火気を取り扱う施設まで，８ｍ以上の距離を確保した。（　　　　　　）から（　　　　　　）まで　 実際： 　 ｍ２ 規定距離に満たないものは，下記のいずれかの措置を講じた。(1)高さ2ｍ以上の［防火壁・障壁］による迂回水平距離 (8ｍ以上) の確保実際： 　ｍ(2)火気を使用する場所が不燃性の建*物*の場合，8ｍ以内にある当該建物の開口部を防火戸，又は網入ガラスにより閉鎖(3)可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置 | □ |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第15号【気密な構造】 |  可燃性ガス，毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）は，気密な構造とした。（試験結果は，機器一覧表のとおり。） | □ |
|  | 第5条第1項 第16号【 材　料 】 | １ ガス設備（可燃性ガス，毒性ガス及び酸素以外のガスにあっては高圧ガス設備に限る。）に使用する材料は，ガスの種類，性状，温度，圧力等に応じ，当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し，安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとした。（機器一覧表のとおり。）２ 特定設備に使用する材料は，特定則第11条及び第36条の規定若しくは第51条の規定によるもの（特定設備検査合格証の交付を受けたもの）とした。（冷凍則を準用する場合）３ 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（間接冷却式の冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲。以下第17号から第19号までにおいて同じ。）に使用する材質は，冷凍則第64条第１項イの規定に基づくものとした。 | □ |
|  | 第5条第1項 第17号【耐圧性能】 | １ 高圧ガス設備は，水その他の安全な液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験（液体を使用することが困難である場合には，空気，窒素等の気体を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験）（試験結果は，機器一覧表のとおり。）又は大臣が適切であると認める者が行う耐圧試験に合格したものとした。２ 特定設備は，特定則に定められる耐圧試験に合格したもの（特定設備検査合格証の交付を受けたもの）とした。（冷凍則を準用する場合）３ 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は，冷凍則第7条第1項第6号に定められる耐圧試験に合格したものとした。 | □ |
|  | 第5条第1項 第18号【気密性能】 | １ 高圧ガス設備は，常用の圧力以上で行う気密試験（試験結果は，機器一覧表のとおり。）又は大臣が適切であると認める者が行う気密試験に合格したものとした。２ 特定設備は，特定則に定められる気密試験に合格したもの（特定設備検査合格証の交付を受けたもの）とした。（冷凍則を準用する場合）３ 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は，冷凍則第7条第1項第6号に定められる耐圧試験に合格したものとした。 | □ |
|  | 第5条第1項 第19号【 強　度 】 | １ 高圧ガス設備は，常用の圧力又は常用の温度で発生する最大の応力に対し十分な強度（測定結果等は，機器一覧表のとおり。）又は大臣が認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとした。２ 特定設備の強度は，特定則第12条又は第51条の規定によるもの（特定設備検査合格証の交付を受けたもの）とした。（冷凍則を準用する場合）３ 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備に使用する材質は，冷凍則第64条第１項ロの規定によるものとした。 | □ |
|  | 第5条第1項 第20号【温度計】【常用の温度　の範囲に戻す措置】 | １ 高圧ガス設備には，大臣が定めるところにより温度計を設置した。（特殊反応設備及び特定液化石油ガスの高圧ガス設備を除く。）　設置数： 基２ 常用の温度を超えた場合に，直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる措置を講じた。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象設備 | 常用の温度の範囲内に戻す措置 |
|  |  |

 | □ |
|  | 第5条第1項 第21号【圧力計】【安全装置】 | １ 高圧ガス設備には，大臣が定めるところにより，圧力計を設置した。　　 　　　　　　　　　　　設置数　： 基２ 当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に，直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けた。　　　　安全弁 設置数 ： 基　　　その他の安全装置( 　　　　)設置数 ： 基 | □ |
| 燃毒特不 | 第5条第1項 第22号【放出管】 | １ 前号の規定で設けた安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち，安全弁・破裂板には放出管を設けた。２ 放出管開口部の位置は，次の基準によるものとした。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 設置場所 | 基準 |
|  | 可燃性ガスの貯槽 | [地盤面から５ｍ，貯槽頂部から２ｍ]以上の高さであって，周囲に着火源等のない安全な位置実際の高さ：　　　　ｍ |
|  | 毒性ガスの高圧ガス設備,貯蔵設備等 | 除害のための設備内 |
|  | その他の設備 | 近接する建築物，工作物の高さ以上の高さで，周囲に着火源等のない安全な位置 |

 | □ |
|  | 第5条第1項 第23号【 基　礎 】 | １ 地盤の許容支持力度が高圧ガス設備(内容物を含む)及び基礎による単位面積当たりの荷重以上となるように施工した。２ 貯槽（100ｍ3 又は１ｔ以上のものに限る。）の支柱又は底部若しくは架台は，同一の基礎にアンカーボルト等により緊結した。 | □ |
|  | 第5条第1項 第24号【耐震設計構造】 | １ 耐震設計構造物([ 塔 ・ 貯槽 ・ 配管 ]並びにそれらの支持構造物及び基礎)は，地震の影響に対して安全な構造とした。２ 上記１のうち，特定設備は特定設備検査合格証の交付を受けたものとした。重要度Ⅰａ，Ⅰの設備数：貯槽：　　　　基　塔：　　　基重要度Ⅱ　，Ⅲの設備数：貯槽：　　　　基　塔：　　　基 | □ |
|  | 第5条第1項 第25号【監視装置】 | １ 特殊反応設備には，温度，圧力，流量又はガスの密度・組成等の監視装置のうち，２以上を設置した。　　　 　 　　　　　　　　　　　　　　特殊反応設備数： 基

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 監視装置 | 検出部の設置個所等 | 設置数 |
|  | 温度監視装置 | 異常を的確に把握可能な箇所に十分な数 |  個 |
|  | 圧力監視装置 | 圧力区分ごとに２箇所以上 |  個 |
|  | 流量監視装置 | 原料送入系統ごとに１箇所以上 |  個 |
|  | ガス密度・組成等監視装置 | 的確に把握可能な箇所に１個以上 |  個 |

２ 上記のうち，異常事態を最も早期に把握できるものは，（ ）であり，自動記録式とした。３ 警報装置は計器室で感知できるものとした。４ 保安電力を設けた。 | □ |
|  | 第5条第1項 第26号【危険状態防止措置】 | １ 特殊反応設備には，その設備が危険な状態になることを安全に，かつ，有効に防止するための措置を講じた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 装　置　名 | ＊ | 装　置　名 |
|  | 原材料供給遮断装置 |  | 冷却用水の供給装置 |
|  | 内容物放出装置 |  | 反応停止剤供給装置 |
|  | 不活性ガス供給装置 |  | その他（ 　　　　 ） |

２ 上記のうち，最も有効なものは（ ）であり，［遠隔操作・自動作動］できるものとした。 | □ |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第27号【緊急遮断措置(特殊反応設備等)】 | １ 貯槽を除き，以下の高圧ガス設備には，次の区分により，緊急時に安全，かつ，速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）を講じた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 高圧ガス設備の種類 | 設備の数 | 遮断弁の数 |
|  | 特殊反応設備及び類似設備 | 　　基 | 　　　個　 |
|  | 燃焼熱量250ＧＪ以上の設備 | 　　基 | 　　　個 |
|  | 停滞量30ｔ以上の毒性ガスの設備 | 　　基 | 　　　個 |
|  | 停滞量 100ｔ以上の酸素の設備 | 　　基 | 　　　個 |
|  | 停滞量 100ｔ以上の可燃性ガスの設備（上記２以外） | 　　基 | 　　　個 |
|  | 製造の主要な工程に係る２以上の高圧ガス設備（上記の数値を超えない区分ごと） | 　　基 | 　　　個 |

２ 緊急遮断装置は，［計器室操作・自動作動］により，確実かつ速やかに遮断操作ができるものとした。 | □ |
| 燃毒 | 第5条第1項 第28号【緊急移送設備】 | １ 次の高圧ガス設備に緊急移送設備を設けた。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 高　圧　ガ　ス　設　備　の　種　類 |
|  | 特殊反応設備 |
|  | 燃焼熱量が50.2ＧＪを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。） |
|  | 緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備 |

２ 緊急移送設備は，当該設備が設置されている区間内の保有ガス量を二次災害に至らない間に移送可能なものとした。３ 緊急移送設備は，移送した内容物をその種類，量，性状等に応じ［燃焼・除害廃棄・貯槽等への移送・放出］により安全に処理できるものとした４ 緊急移送設備には，空気流入防止及びドレン滞留防止のための措置を講じた。 | □ |
| 燃特不 | 第5条第1項 第29号【貯槽の識別措置】 | １ 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には，容易に識別できるような措置を講じた。(1)特定液化ガス以外の可燃性ガスの貯槽　　貯槽数： 　基［直径の1/10以上の幅で帯状に赤色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付］［ガス名を朱書・容易に剥がれ難い標紙を添付］(2)特定不活性ガスの貯槽　　　　　　　　　貯槽数： 　基［直径の1/10以上の幅で帯状に橙色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付］［ガス名を橙色書・容易に剥がれ難い標紙を添付］　(3)特定液化石油ガスの貯槽　　　　　　　　貯槽数： 　基特定液化石油ガスである旨の朱書２ 地下に埋設された貯槽には，標識を設置した。埋設貯槽数:　　　　　基 | □ |
|  | 第5条第1項 第31号第32号【温度上昇防止　　　措置】 | １ 液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽，又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には，断熱構造の区分に応じ，散水装置等を設置した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象貯槽名 | 断熱構造区分 |  散水装置＊(Ｌ/(min･m2 ))  | 消火栓＊ |
|  | なし |  | 法定：５実際： 　　  |  | 法定: １ 栓/ 50ｍ2実際：　 栓/　 ｍ2 |
|  | 準耐火 |  | 法定：2.5実際： 　　  |  | 法定: １ 栓/100ｍ2実際：　 栓/　 ｍ2 |

２ 圧縮ガス貯槽に対しては［消火栓・消防ポンプ車］により対応します。３ 30分間以上連続して放水できる水量を確保した。 　必要水量(法定)： 　ｍ3 ，必要水量(仕様)： 　 ｍ3保有水量： 　 ｍ3４ 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は，貯槽及びその支柱の外面から５ｍ以上離れた安全な位置とした。実　際： 　 ｍ | □ |
|  | 第5条第1項 第33号【液面計】 | １ 液化ガスの貯槽には，液面計を設置した。２ ガラス液面計には，破損を防止するための措置を講じた。３ 可燃性ガス，毒性ガス及び特定不活性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には，自動式及び手動式の止め弁を設置した。 | □ |
| 燃 | 第5条第1項 第34号【負圧防止措置】 | 　 可燃性ガス低温貯槽には，圧力計，圧力警報設備及び［真空安全弁・均圧管・圧力連動冷凍制御設備・圧力連動送液設備］を設けた。 | □ |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第35号【流出防止措置】 | １ 500t以上の可燃性ガス，５ｔ以上の毒性ガス又は1000t以上の酸素の液化ガスの貯槽には，防液堤又はこれと同等以上の効果のある施設（ 　　　　 ）を設置した。２ 集合防液堤には，間仕切りを設けた。 間仕切り高さ： ｍ３ 防液堤の容量を規定以上とし，階段等を規定数以上設けた。 　 防液堤の容量　　法定： ｍ3　　実際： 　 　 ｍ3 　防液堤の高さ　： ｍ 　防液堤の外周長： ｍ 　 階段の設置数　： 箇所 | □ |
|  | 第5条第1項 第36号【防液堤内外の　設置制限】 | 　 防液堤の内側及び外面から規定の距離以内には，大臣が定めるもの以外の設備，施設を設置していない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 貯槽の種類 | 外面からの距離 |
|  | 1000t以上の可燃性ガス，酸素の貯槽 | 10ｍ |
|  | 1000t未満の可燃性ガスの貯槽 |  ８ｍ |
|  | 毒性ガスの貯槽 | 大臣が定める距離Ｌ(　)： ｍ |

 | □ |
|  | 第5条第1項 第37号【貯槽の埋設】 | 　 特定液化石油ガスの貯槽で大臣が指定するものは，地盤面下に埋設した。 | □ |
|  | 第5条第1項 第38号【埋設貯槽】 | １ 地盤面下に埋設する特定液化石油ガスの貯槽は，貯槽室に設置し，必要な措置を講じた。貯槽室に設置しない場合は，腐食防止措置を講じた貯槽を地盤面に固定し，かつ，重量物の荷重に耐える措置を講じた。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 方　　　式 |
|  | 貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式 |
|  | 貯槽を水没させる方式 |
|  | 貯槽室内を強制換気する方式 |

２ 地盤面と貯槽頂部との距離は，0.6ｍ以上確保した。実際：　　　　ｍ３ 二以上隣接して設置する貯槽の相互間は１ｍ以上の間隔とした。 　　　 実際：　　　　ｍ | □ |
|  | 第5条第1項 第39号【埋設貯槽】 | １ 貯槽の地盤面下部分は，［下地処理錆止め・アスファルトプライマ・アスファルトルーフィング］等の腐食防止措置を講じた。２ 電気防食貯槽にあっては，防食電位を-770mV以下とした。実際： 　 　 ｍＶ | □ |
|  | 第5条第1項 第40号【置換措置】 | １ アルシン等（ガス名： ）の製造設備(当該ガスの通る部分に限る。)には，その内部のガスを [ 不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換・真空排気 ]できる構造とした。２ アルシン等のうちの一の種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は，他の種類のガスその他流体（当該一の種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。）に係る不活性ガスの供給配管と系統を別にした。 ［相互に反応するガス］　（　　　　　　　）　と　（　　　　　　　　） | □ |
| 毒 | 第5条第1項 第41号【 接　合 】 | １ 毒性ガスのガス設備に係る配管，管継手及びバルブの接合は溶接によるものとした。２ 溶接が適当でない場合は，保安上必要な強度等を有するフランジ接合又はねじ接合とした。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | フランジ・ねじ接合継手による接合箇所 |
|  | しばしば分解して，清掃，点検，修理をしなければならない箇所 |
|  | 特に腐食が起こりやすいことにより，当該部分をしばしば点検又は交換する必要のある箇所 |
|  | 定期的に分解して内部の清掃，点検，修理をしなければならない反応器，塔槽，熱交換器又は回転機械と接合する箇所 |
|  | 修理，清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所 |

フランジ接合：　　　　　箇所　　　ねじ接合：　　　　　箇所 | □ |
| 毒 | 第5条第1項 第42号【二重管】 | １ 毒性ガス設備に係る配管は，配管内の滞留ガス量に対応する保安物件までの距離が不足する部分を二重管とした。 　 第一種設備距離 法定 ｍ　　　実際：　　　　　ｍ 　 第二種設備距離 法定 ｍ　　　実際：　　　　　ｍ２ 二重管の外層管は，その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり，材料・　強度は基準に適合するものとした。３ 内層管と外層管との間には，ガス漏えいを検知警報する措置を講じた。 | □ |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第43号【貯槽のバルブ】 | 　 可燃性ガス，毒性ガス及び酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であって，当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管（当該ガスを送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，かつ，貯槽と配管との接続部を含む。）には，貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉鎖）を設けるほか，１以上のバルブ（次号の規定により設置するバルブを除く）を設けた。 | □ |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第44号【緊急遮断措置】(貯槽配管) | １ 可燃性ガス，毒性ガス，酸素の液化ガスの貯槽（内容積5,000Ｌ未満のものを除く。）の配管（当該ガスを送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，かつ，貯槽と配管との接続部を含む。）には，液化ガスが漏えいしたときに安全に，かつ,速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）を講じた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 貯槽の種類 | 対象貯槽名 |
|  | 可燃性ガス |  |
|  | 毒性ガス |  |
|  | 酸素の貯槽 |  |

２ 操作位置は，当該貯槽から10ｍ以上離れた位置とした。実際：　　　　　　ｍ | □ |
|  | 第5条第1項 第45号【バルブ等の操作のための措置】 | 製造設備に設けたバルブ等には，作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては，当該操作ボタン等）,適切に操作できるように次の措置を講じた。(1)バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに，当該バルブの開閉方向を明示した。(2)バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には，内部の流体を名称又は塗色で示すと共に，流れ方向を表示した。(3)特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には，開閉状態を明示する機能を取り付け，安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には，施錠,封印等の措置を講じた。(4)バルブ等を確実に操作するための足場を設けた。(5)バルブ等の操作に必要な照度を確保した。 | □ |
| 毒 | 第5条第1項 第46号【除害措置】 | １ 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ，適切な拡散防止並びに除害措置を講じた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | ＊ | 拡散防止措置及び除害措置 |
|  拡 散 防 止 措 置 |  | 水等による希釈，ガスの蒸気圧低下 |
|  | 安全な場所への移送 |
|  | 吸着剤，吸収剤，中和剤等で蒸発気化を抑える |
|  | 基準に適合した建物で覆う(※) |
|  | 障壁，局所排気による拡散防止 |
|  | 吸収，中和，吸着，移送，燃焼による拡散防止 |
|  | 集液溝，防液堤によるガスの流出防止 |
|  | アルシン等にあっては，常時吸引による拡散防止 |
| 除 害 措 置 |  | 水，吸収剤，中和剤等による吸収又は中和 |
|  | 吸着剤による吸着除去 |
|  | 集液溝等に回収し，安全な製造設備への返送 |
|  | 燃焼設備で安全に燃焼（アンモニア，シアン化水素に限る） |
|  | アルシン等にあっては，規定に適合する方式 |

拡散防止措置：塩素，ホスゲンの貯槽にあっては(※)による。２ 毒性ガス（アルシン等を除く。）の種類及び設備の状況に応じ，適切な　［除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置］を　　設置した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | ガスの種類 | ＊ | ガスの種類 |
|  | 塩　　素 |  | 亜硫酸ガス |
|  | ホスゲン |  | アンモニア |
|  | 硫化水素 |  | 酸化エチレン |
|  | シアン化水素 |  | クロルメチル |

３ アルシン等（ガス名：　　　　　　　　　　）の除害のための設備は，通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものとした。

|  |  |
| --- | --- |
| 除害剤の種類 | 除害剤の数量 |
| 法定 | 計画 |
|  |  |  |

４ 毒性ガス（アルシン等を除く。）の種類等に応じて次の除害剤を規定数量以上保有した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保護具の種類 | 数量 | 保護具の種類 | 数量 |
| 法定 | 実際 | 法定 | 実際 |
| 空気呼吸器 | 　 個 | 　 個 | 隔膜式防毒マスク | 　 個 | 　 個 |
| 送気マスク | 　 個 | 　 個 | 保護手袋及び長靴 | 　 個 | 　 個 |
| 酸素呼吸器 | 　 個 | 　 個 | 保護衣 | 　 個 | 　 個 |

５ 規定数量以上の保護具を適切な場所（ ）に常備した。 | □ |
| 燃特不 | 第5条第1項 第47号【静電気除去措置】 | １ 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備等は，規定どおり確実に接地した。２ 接地抵抗は，総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とした。実際：　　　　　Ω | □ |
| 燃 | 第5条第1項 第48号【電気設備】 |  可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス製造設備に係る電気設備は，その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有するものとした。 | □ |
| 燃毒 | 第5条第1項 第49号【インターロック】 | 　 可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る計装回路には，高圧ガスの種類，温度，圧力等に応じ，保安上重要な箇所に誤操作防止又は異常運転に対し，自動的に原材料の供給を遮断する等の機構を設けた。

|  |
| --- |
| インターロック機構の概略 |
|  |

 | □ |
|  | 第5条第1項 第50号【保安電力等】 | １ 対象設備に対し，停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じた。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 　　保安電力等設備　　　　　　　　　　 | 買電 | 自家発電 | 蓄電池装置 | エンジン駆動発電 | スチームタービン駆動発電 | 空気又は窒素だめ |
|  | 自動制御装置 |  |  |  | ― | ― |  |
|  | 緊急遮断装置 |  |  |  | ― | ― |  |
|  | 散水装置 |  |  |  |  |  | ― |
|  | 防消火設備 |  |  |  |  |  | ― |
|  | 冷却水ポンプ |  |  |  |  |  | ― |
|  | 水噴霧装置 |  |  |  |  |  | ― |
|  | 毒性ガス除害設備 |  |  |  |  |  | ― |
|  | 非常照明設備 |  |  |  |  |  | ― |
|  | ガス漏えい検知警報設備 |  |  |  |  |  | ― |
|  | 通報設備 |  |  |  |  |  | ― |

　　　　２ 上記設備のうち，通常電池を使用するものにあっては，常時使用できる予備電池を保有するか，充電式電池のものとした。 | □ |
| 燃酸素特不 | 第5条第1項 第51号【滞留しない構造】 | 　可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は，ガスが漏えいした場合，滞留しない構造とした。　　　 （ガス名：　　　　　　）の対空気比重（ 　 ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | ガスの比重 | 構 造 |
|  |  １ ＞ | 十分な面積を有した開口部を２方向以上 |
|  |  １ ＜ | 床面に開口部が接している上記のもの |
|  |  １ ＞ | 換気装置を設置 |
|  |  １ ＜ | 吸引口を床面近くに設置した換気装置 |

 | □ |
| 毒 | 第5条第1項第52号【識別措置】【危険標識】 | １ 毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別できる識別標識を当該製造施設の区画の見やすい場所に掲げた。２ 毒性ガスの漏えいしやすい箇所には，危険標識を掲げた。 | □ |
| 燃毒特不 | 第5条第1項 第53号【ガス漏えい　検知警報設備】 | １ ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は，適切なものとした。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設置場所 | 設置基準・法定数 | 実際 |
|  | 屋内設置の圧縮機，ポンプ，反応設備，貯槽等 | 設備群の周囲１個/10 ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 屋外設置の圧縮機，ポンプ，反応設備，貯槽等 | 設備群の周囲１個/20 ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 特殊反応設備の周囲 | 設備群の周囲１個/10 ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 加熱炉等火源を含む施設の周囲 | 設備群の周囲１個/20 ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 計器室の内部 | １個以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 毒性ガスの充塡用接続口 | １個以上 | 　　個 | 　　個 |

２ 検出部の設置高さは，ガスの比重等に対し適切な高さとした。３ 警報を発する場所は，関係者が常駐する場所（　　　　　　　　　　　）とした。 | □ |
| 燃毒酸素特不三フッ化窒素 | 第5条第1項 第54号，第54号の２【防消火設備】 | (防火設備)１ 可燃性ガス，毒性ガス，酸素の製造施設の規模に応じ，以下の防火設備を設けた。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 対 象 設 備 | 散水設備 | 放水砲 | 固定式放水銃 | 移動式放水銃 | 消火栓 |
|  | 特殊反応設備 |  基 |  － |  － |  － |  － |
|  | 上記設備の周囲10ｍ以内の非耐火設備 |  基 |  － |  － |  － |  － |
|  | 地上高20ｍ以上の設備 |  基 |  基 |  － |  － |  － |
|  | 地上高６ｍ以上20ｍ未満の設備 |  基 |  基 |  基 |  － |  － |
|  | その他の設備 |  基 |  基 |  基 |  基 |  － |
|  | 対象設備のある地域半径40ｍの円区画 |  － |  － |  基 |  － |  基 |
|  | 可燃性ガス，酸素の取扱設備の付近の分解炉，加熱炉等 | スチームカーテン等 　　　基 |

(消火設備)２ 可燃性ガス，毒性ガス，酸素又は特定不活性ガスの製造施設の規模に応じ，次の消火設備（消火器）を設けた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※ | 対象設備 | 法　　定 | 実際 |
|  | 貯槽以外の貯蔵設備，処理設備，容器置場 | 停滞量10ｔ(特定不活性ガスにあっては20t)につき消火器１個※最低３個(特定不活性ガスにあっては２個)停滞量：　　　ｔ 設置数： 個 |  個 |
|  | 防液提設置貯槽 | 歩行距離75ｍ以下ごとに消火器３個以上歩行距離：　　ｍ 設置数： 　 個 |  個 |
|  | その他の貯槽 | 消火器３個以上 |  個 |

注　消火器は，能力単位B-10以上の粉末消火器とする。３ 建屋内の高圧ガス設備であって上記４によらない場合，不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等による拡散設備等を設置した。４ 三フッ化窒素の製造設備(高圧ガスの通る部分に限る。)にあっては，上記４に加え，［不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等による拡散設備等の適切な消火設備・上記１の規程による防火設備］を設置した。(防消火用水供給設備)５ 防消火用水を最も多量に必要とする製造施設（最大製造施設）及びその隣接する製造施設のうち防消火用水を最も多量に必要とする製造施設に対し，30分以上連続して供給できる水量を確保した。最大製造施設に必要な水量　　：　　　　　ｍ3＋　　隣接の製造施設に必要な水量　：　　　　　ｍ3　　　　　　　　　　　合 　計　　：　　　　　ｍ3 ポンプの能力：　　　　　ｍ3/ｈ，保有水量：　　　　　　ｍ3６ 操作場所と対象設備との距離は，15ｍ以上とした。　実際：　　 　ｍ | □ |
|  | 第5条第1項 第55号【ベントスタック】 | １ ベントスタックの位置，高さ等については，次のとおりとした。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊ | ベントスタックの種類 | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
|  | 可燃性ガス・緊急用 |  | － |  |  |  |  |
|  | 毒性ガス・緊急用 | － |  |  | － |  |  |
|  | 可燃性ガス・緊急用以外 |  | － |  |  |  |  |
|  | 毒性ガス・緊急用以外 | － |  |  | － |  |  |

(1)着地濃度を爆発限界未満とするに十分な高さ(2)除害措置（第46号のとおり。）を講じ，放出されたガスの着地濃度が許容濃度値以下となる(3)作業場，通路から10ｍ(緊急用以外のものにあっては５ｍ)以上離れた位置(4)静電気，落雷等による着火防止及び消火措置（緊急用以外のものにあっては，消火措置）(5)ドレンの滞留を防止するための措置(6)液化ガスが同伴して放出され，又は急冷されるそれがある場合，気液分離器（緊急用以外のものにあっては，液化ガスが同伴することがない措置） | □ |
|  | 第5条第1項 第56号【フレアースタック】 | １ フレアースタックの燃焼能力は，緊急移送設備によって移送されるガス　を安全に燃焼できるものとした。２ フレアースタックの高さ及び位置は，他の製造施設に悪影響を与えない　よう，直下における輻射熱を4.65ｋＷ/㎡以下とした。　実際：　　 ｋＷ/㎡３ 輻射熱が4.65ｋＷ/㎡を超える区域には，立入りできない措置を講じた。４ フレアースタックの材質及び構造は，最大熱量に長時間耐え得るものとした。５ フレアースタックには，［パイロットバーナー・常時作動できるような　自動点火装置］を設けた。６ フレアースタックには，逆火及び爆発防止の機構を設けた。 | □ |
| ｱｾﾁﾚﾝ | 第5条第1項 第58号【破裂防止措置】 | １ 圧縮アセチレンガスを容器に充塡する場所及び容器置場には，固定式　配管の散水装置を設置した。２ 当該施設と散水装置の水源との距離は100ｍ以下，水源水量は20ｍ3以上，　送水量は0.8ｍ3/min以上とした。３ 散水装置の主管には，安全な箇所に消防ポンプ自動車のホースと接続することができる枝管を１箇所以上設けた。４ 散水装置は，20 Ｌ/(ｍ2･min) 以上の散水能力を有し，散水単位ごとに単独で散水できるものとした。５ 散水装置の操作は，安全な場所で容易に行えるようにした。６ 散水装置の電源は受電設備からの専用線とし，散水配管は識別できるように塗色した。 | □ |
| 三フッ化窒素 | 第5条第1項 第58の2号【破裂防止措置】 | １ 三フッ化窒素を車両に固定し，又は積載した容器に充塡する場所及び当該ガスの充塡容器に係る容器置場には，火災等の原因により車両に固定した容器が破裂しないようにした。２ 三フッ化窒素を充塡する場所と隣接する車両に固定した容器等に充塡する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充塡場所の間には，三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料の壁又は仕切りを設けた。 | □ |
|  | 第5条第1項 第59号第60号【 障　壁 】 | １ 次の設備の間に障壁を設けます。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 障壁設置場所 |
|  | 圧縮機と圧縮アセチレンガスの充塡場所 |
|  | 圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場 |
|  | 圧縮アセチレンガスの充塡場所と当該ガスの容器置場 |
|  | 圧縮機と圧縮ガス（圧力10ＭＰａ以上）の充塡場所 |
|  | 圧縮機と圧縮ガス（圧力10ＭＰａ以上）の容器置場 |

２ 障壁は，［鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板］製で，十分な強度を有するものとします。 | □ |
| 燃 | 第5条第1項 第61号【計器室】 | １ 下記の設備から15ｍ以上離れた安全な位置とした。実際：　　　　　ｍ(1)特殊反応設備(2)特殊反応設備に配管で直結した処理設備のうち，緊急遮断装置で遮断されていないもの(3)燃焼熱量の数値が50.2ＧＪ以上となる高圧ガス設備２ 計器室は耐火構造とし，出入口を２箇所以上設け，そのうち１箇所は危険な箇所に面していないものとした。３ 内装材は不燃性材料を使用し，窓は［網入り・強化］ガラスとします。また，窓は保安上必要なもの以外は，製造設備に面していないものとした。４ 規定のガス（　　　　　　）の製造施設に係る計器室は，漏えいしたガスの侵入を防止する保圧構造とし，扉は二重構造とし，吸入口を製造設備の反対方向に設けた空気吸入装置を設けた。 | □ |
| 燃毒酸素　 | 第5条第1項 第62号【保安用　不活性ガス等】 | １ 緊急時に必要とする数量及び圧力の窒素その他の不活性ガス又はスチームを保有するか，これらの供給を確実に受けられる措置を講じた。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 保安用不活性ガスの種類・数量 |
|  | （ 　　　　　　　）を必要量 　 ｍ3 　に対し実際　 ｍ3　　保有 |
|  | （ 　　　　　　 ）を必要量 　 ｍ3 　に対し（　　　　　　　　　）から実際　 ｍ3　　受入れ |

２ 第54号の規定により設けられた防消火設備の作動の為に必要な水量を常時保有している。(第54号に記載のとおり。) 　　３ 供給設備は安全な位置に設置し，かつ保安電力等を設けた。 | □ |
|  | 第5条第1項 第63号【通報設備】 | 緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じた。

|  |  |
| --- | --- |
| 通 報 範 囲 | 通　報　設　備 |
| 保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間 | ［ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホーン］ |
| 事業所内全体 | ［ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン］ |
| 作業員相互間 | ［ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン］ |

※メガホンは事業所内面積が1,500ｍ2以下の場合に限る | □ |
|  | 第5条第1項 第64号【沈下状況測定】 | 　貯槽に，沈下状況を測定するための措置を講じた。 | □ |
|  | 第5条第1項 第65号イ【容器置場の境界線】 | １ 容器置場の範囲は（　　　　　　　　　　　　　）により明示した。２ 外部から明瞭に識別できる大きさの警戒標を掲げた。実際：　　　　　　個 | □ |
| 燃酸素 | 第5条第1項 第65号ロ【容器置場の建屋】 | １ 可燃性ガス及び酸素の容器置場(充塡容器等が断熱材で被覆してあるものを除く。)は１階建とした。２ 上記１によらない場合，充塡容器等をシリンダーキャビネットに収納した。３ 圧縮水素（充塡圧力が20 ＭＰaを超えるものを除く。）のみ，又は酸素のみを貯蔵する容器置場は２階建以下とした。 | □ |
|  | 第5条第1項 第65号ハ【容器置場の保安距離】 | 毒性ガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）は，その外面から保安物件（　　　　）に対し，容器置場の面積に応じた距離を確保した。 　 容器置場の面積 ： ｍ2 　 　 　法定距離 　 ｍ＝ ｍ　　　　実際： 　 ｍ | □ |
|  | 第5条第1項 第65号ニ【容器置場の保安距離】 | １ 毒性ガス以外の容器置場（貯蔵設備を除く。）はその外面から保安物件（　　　　　　）まで規定以上の距離を確保した。容器置場の面積 ： ㎡ 　　 法定距離 ｌ１ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ 　 　 法定距離 ｌ２ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ２ 上記のうち，可燃性ガス以外の容器置場で25 ｍ2 未満のものについては，次の距離を確保した。 　　法定距離 ｌ１ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ　 　 　法定距離 ｌ２ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ | □ |
|  | 第5条第1項 第65号ホ【容器置場の障壁】 | １ 容器置場の障壁は，［鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板］製とした。 　 　緩和距離 ｌ３ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ 　　緩和距離 ｌ４ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ | □ |
| 燃酸素 | 第5条第1項 第65号ヘ【容器置場の屋根】 | １ 可燃性ガス，酸素に係る容器置場には，日光を直接遮る措置（［不燃性・難燃性］の材料を用いた軽量の屋根）を講じた。２ 上記１によらない場合，充塡容器をシリンダーキャビネットに収納した。 | □ |
| 燃特不 | 第5条第1項 第65号ト【容器置場の　滞留しない構造】 | 　 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は，ガスが漏えいした場合滞留しない構造とした。 | □ |
|  | 第5条第1項 第65号チ【容器置場の材料】 | ジシラン，ホスフィン又はモノシランの容器置場には，不燃性又は難燃性の材料を使用した。（充塡容器等をシリンダーキャビネットに収納した場合を除く。） | □ |
|  | 第5条第1項 第65号リ【容器置場の除害措置】 | １［アルシン等・亜硫酸ガス・アンモニア・塩素・クロルメチル・酸化エチレン・シアン化水素・ホスゲン・硫化水素］の容器置場には，除害のための措置を講じた。　２ 除害措置は［溶媒希釈・移送・拡散流出防止・中和・燃焼・その他（　　　　）］とし，散布・散水・吸引等の設備を設置した。３ 除害剤は，（ガスの種類：　　　　　　）に対し，（　　　　 　）を規定数量以上保有し，適切な場所に保管した。４ 保護具は，毒性ガスの種類に応じて必要な種類の物を，作業員数に応じて必要な数量以上備え，使用可能な状態で保管した。 | □ |
|  | 第5条第1項 第65号ヌ【２階建の容器置場】 | ２階建の容器置場は，ホ，ヘ（２階部分に限る）及びトによるほか，大臣が定める構造とした。 | □ |
| 燃酸素特不三フッ化窒素 | 第5条第1項 第65号ル【容器置場の消火設備】 | 　停滞量10ｔ(特定不活性ガスにあっては20t)につき消火器１個※最低３個(特定不活性ガスにあっては２個) 　停滞量：　　　　ｔ　必要数量：　　　　個　 計画： 　 個 | □ |